

社会福祉法人釧路愛育協会入札心得

(趣旨)

第1条 社会福祉法人釧路愛育協会が発注する建設工事及び工事に係る委託（設計、測量及び地質調査等をいう。）契約における入札その他の取り扱いについては、別に定めのあるもののほか、この心得に定めるところによるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者の、入札保証金は免除する。

(入札)

第3条 入札参加者は、仕様書、図面、現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札参加者は、入札書（任意様式）を作成し、公告又は通知書に示した場所に提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければならない。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 5 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することができない。

(入札金額内訳書の提出)

第4条 入札参加者は、建設工事の入札に当たり、入札書に記載した金額と整合する入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。

- 2 内訳書は、第1回目の入札の際に入札書とともに提出するものとする。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前には、その旨を文書又は口頭により契約担当課に提出又は申し出ること。
 - (2) 入札執行中には、その旨を入札執行者に申し出ること。
- 3 前項の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益

な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意識的に開示してはならない。

(入札の取り止め等)

第7条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(無効の入札)

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 同一事項の入札について2以上の入札書を提出した者の入札
- (6) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 誤字脱字等により入札書の内容が確認できない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる等入札に関し不正の行為をした者の入札
- (9) 内訳書が未提出である場合
- (10) 提出された内訳書が未記載である場合
- (11) 内訳書に記名押印がない場合
- (12) 入札書と内訳書の工事名が一致しない又は内訳書に工事名がない場合
- (13) 入札書と内訳書記載の金額が一致しない場合
- (14) 入札者（代理人を含む）以外の者が内訳書を提出した場合
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第9条 開札は、公告又は通知した場所において、直ちに入札参加者、その代理人又は立会人の面前で行うものとする。

(最低制限価格設定)

第10条 社会福祉法人釧路愛育協会契約手続実施要綱に規定する入札案件には、必要がある場合、最低制限価格を設定する。

(落札者の決定)

第11条 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は失格とする。

(再度入札)

第12条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、参加を辞退した者、参加しなかった者、無効入札をした者又は失格となった者については、再度の入札に参加することはできない。

2 再度の入札に付しても落札者がいないときは、随意契約（不落随契をいう。）により落札者を決定する。この場合において、最低の価格をもって入札をした者を含む2者以上から見積書を徴する。

3 不落随契によっても落札者が決定しないときは、入札の執行を取り止め、再度公告入札に付す。

(同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第13条 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

(最低の価格をもって入札した者を落札者とししない場合)

第14条 開札をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、最低の価格をもって入札した者を落札者とししない場合がある。

(1) 当該入札にかかる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行されないおそれがあると認められるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない。

3 第1項の規定により、最低の価格をもって入札をした者を落札者とししない場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者うち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(契約保証金等)

第15条 契約保証金は免除する。

(契約の締結等)

第16条 契約書を作成する場合においては、落札者は、当法人から交付された契約書に捺印し、特に指示した場合を除き、落札決定の日から7日以内に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 落札者が、釧路市建設工事等の契約に係る暴力団等排除要綱に基づく排除対象者と認め

られた場合は、契約を締結しないものとする。

(異議の申立)

第17条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。